

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

メガネ販売大手のオンデーズ 勤務時間の完全禁煙を義務化

受動喫煙防止が世界的なトレンドとなっている現在、積極的な対策を進める民間企業が増えている。多くが、従業員の健康をサポートする「健康経営」の観点を重視したものの、生産性の向上に直結する施策を打ち出した企業が登場した。

その企業とは、メガネ販売大手の株式会社オンデーズ。休憩時間を含む勤務時間の禁煙を全社員に義務付けた。メガネ販売は、視力検査やメガネの調整などで顧客に近づく機会が多いが、来店顧客の74%が「タバコのニオイや体臭、香水」にマイナスの印象があるとの結果が出たため、ドラスティックな施策を打ったというわけだ。

しかし、ドラスティックなやり方には反対意見が付きもの。休憩時間の喫煙も認めない方針に、喫煙者のスタッフから不満の声があがった。そうした反対意見を抑え込んだのは、1日数箱を空にするほどヘビースモーカーだった社長が率先して禁煙したからだという。また、タバコだけを槍玉に挙げるのではなく、社内服装規程に「ニオイへの配慮」という項目を追加し、香水の禁止と食後の歯みがきを奨励。接客品質を向上させ、会社の利益アップにつなげるための施策だと打ち出したのが、功を奏したのだろう。

嗜好品であるだけに施策のさじ加減が難しい受動喫煙対策。オンデーズのように、業務に紐付けて展開させる手法は、他業種にも大きなヒントになるのではないだろうか。

税務会計

ウィークリーマンションと消費税 一定の要件に該当すると課税取引

会社の出張で従業員が利用するのはビジネスホテルが一般的だが、長期出張の場合はそれ以外の宿泊施設を利用するケースがある。ウィークリーマンション等に係る家賃については一定の要件に該当すると課税取引になる。

消費税法上、「住宅の貸付けは非課税」とされるが、(1)貸付期間が1月未満の場合、(2)旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合は、住宅の貸付けから除かれ課税とされる。ウィークリーマンションやマンスリーマンションを借りたケースでは、貸付期間が1ヵ月未満の場合は課税取引に該当することになるが、1ヵ月以上の場合には旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当するかどうかで、課税取引、非課税取引の判断が分かれてくる。ウィークリーマンション等は一般的には旅館業に該当することが多いようなので、その家賃はやはり課税取引になる。

しかし最近では、ウィークリーマンション等と言っても、様々な管理、経営形態等があり、上記(2)に規定する旅館業としての貸付けには該当せず、上記(1)の規定を基に1ヵ月未満の場合は課税取引、1ヵ月以上の場合には非課税取引としている施設もあるようだ。単純に名称だけで判断はできず、一般的には契約書や請求書等で消費税の有無は判断できることが多いと思われる。記載がない場合等は問い合わせるなど確認する必要がある。

今週のキーワード

受動喫煙防止

2007年にWHO(世界保健機関)が「受動喫煙からの解放」を宣言し、現在世界180カ国が批准する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を発効したことで注目度を増した。国際オリンピック委員会(IOC)は「スモークフリー・オリンピック」の方針を打ち出しており、2008年の北京五輪以降、開催国は罰則を伴う法規制を実施。2020年の東京五輪を目前に控え、厚生労働省は受動喫煙防止対策を強化する罰則付きの法案提出を目指しており、公共施設や医療機関などは全面禁煙となる見通しだ。